



鯖江市

農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666

鯖江市西山町13番1号

電話 0778-53-2234

FAX 0778-51-8153

E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp

<https://www.city.sabae.fukui.jp>



市長あて要望書提出



市議会議長あて要望書提出



現地調査風景



研修会風景

も く じ

■ 農地中間管理機構について	2
■ 農業者年金加入について	3
■ 令和5年度農地賃借料・農作業標準料金(目安)について ..	4
■ 農地法事務の取扱い基準	5
■ 令和5年度鯖江市の主な農政関係事業予算について ..	6
■ 農業有償ボランティア募集	7
■ さばえおいしい応援団/農政カレンダー/農業新聞 ..	8

「令和5年度 農業施策の拡充に関する要望書」を市長および議長へ提出

鯖江市農業委員会は、農業施策の拡充に関する要望書を令和4年11月25日に市長、29日に市議会副議長に提出しました。要望書の内容は次のとおりです。

- 1 担い手への農地利用の集積・集約化について
- 2 新規参入の促進について
- 3 遊休農地の発生防止・解消について
- 4 有害鳥獣対策について
- 5 農業委員会活動の強化対策および事務局体制強化について

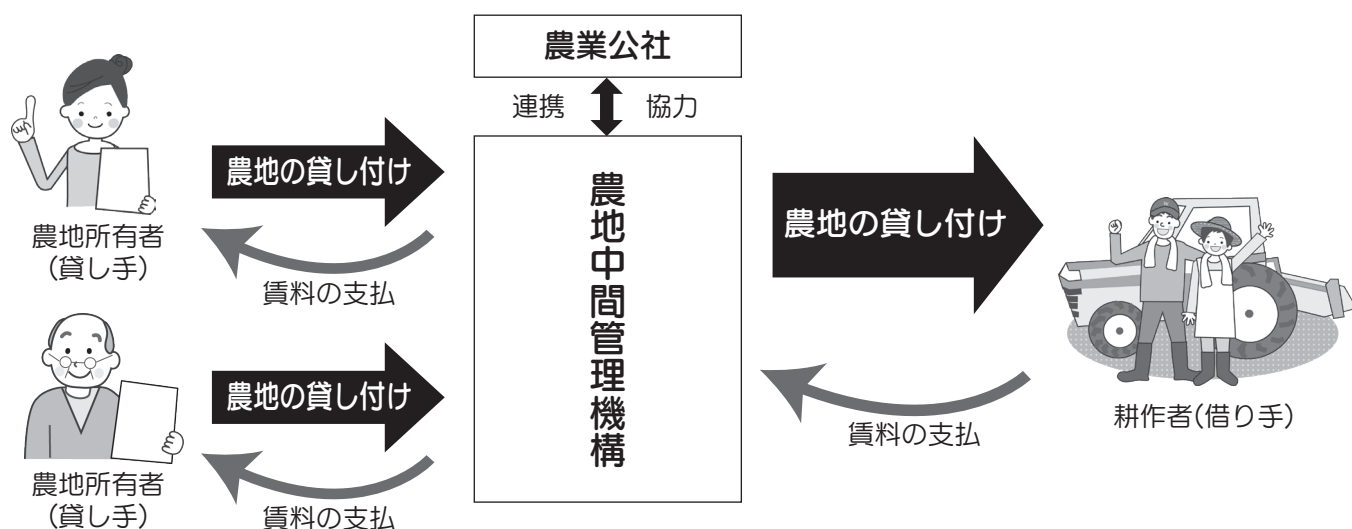
農地中間管理事業をご活用ください

農地中間管理事業とは？

- 地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

事業の仕組み

- 公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



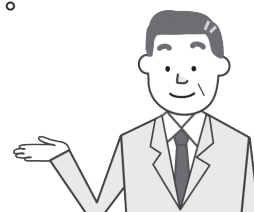
貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 賃料が確実に入り、条件を満たせば「機構集積協力金」がもらえます。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ
市役所農林政策課内 TEL53-2234



農業者年金の 6つのポイント

1 農業者の方なら広く加入できる

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます ※

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号被保険者
(国民年金保険料納付免除者を除く)

60歳未満

さらに、年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

2 終身年金。老後を最後までサポート

・80歳前に亡くなられた場合は、死亡一時金があります。

3 保険料の全額が社会保険料控除で大きな節税効果

4 保険料が自分で選べて、いつでも見直せる

・保険料は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円の間で、千円単位で選べます。

5 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助がある

・39歳までに加入 ・認定農業者で青色申告者等

6 積立方式・確定拠出型で少子高齢化時代に強い

※ 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金（付加年金保険料月額400円）への加入が必要です。

※ 農業者年金と国民年金基金（旧みどり年金を含む）および個人型確定拠出年金（イデコ）とは重複加入できませんのでご注意ください。



令和5年度 農地賃借料について

【田(水稻)の部】

令和4年1月から令和4年12月までに締結(公告)された農地の賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下のとおりです。 (単位 円/10a)

地 区 名	平 均 額	最 高 額	最 低 額
鯖 江	8,338 円	11,000 円	6,739 円
新横江	13,046 円	14,000 円	11,718 円
神 明	5,865 円	13,823 円	3,256 円
中 河	14,491 円	19,400 円	5,000 円
片 上	12,045 円	12,971 円	12,000 円
立 待	11,960 円	12,971 円	7,102 円
吉 川	12,440 円	13,823 円	5,868 円
豊	12,267 円	13,823 円	6,912 円
北中山	11,923 円	16,000 円	5,000 円
河和田	10,446 円	13,823 円	7,500 円
(参 考) 平 均	11,998 円		

* 賃借料が米で物納の場合、米の価格は令和4年産米の相対取引価格(令和4年9月末、10月末の平均)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また平均額は、面積による加重平均から求めた値です。

* 上記データには、使用貸借(賃借料なし)による権利の設定は含まれていません。また、例年では地区ごとの全賃借料の平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いていますが今回は±70%を超えるデータはありませんでした。

なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

令和5年度 農作業標準料金(目安)について

※記載料金はすべて税抜きで表示 (単位 円/10a)

作業区分		標準料金	適 用(追加料金は税抜きで表示)
水 稲	荒 耕	6,740	
	あぜぬり	4,000	100mあたり
	代かき	7,710	
	田植え	8,240	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。(肥料代別)
	直播(条播)	6,360	施肥田植機(種・肥料代別)
	防 除	1,500	J A 作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	稲刈り	15,800	コンバイン使用(※生粳運搬は別途)
	秋おこし	6,740	
	乾燥・調製	1,300	60kgあたり
大 麦	耕起・播種	7,090	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝 掘	3,800	ロータリートレンチャー使用
	防 除	1,280	J A 作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	収 穫	13,340	団地化されている場合は、10a当り3,000円引きとなります。
大 豆	耕起・播種	6,950	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当り1,000円増しとなります。
	溝 掘	3,800	ロータリートレンチャー使用
	防 除	1,040	ブームスプレーヤー使用
	収 穫	13,570	
	培 土	3,800	1回の作業につき
蕎 麦	耕起・播種	9,140	
	溝 掘	2,860	
	収 穫	11,410	

* 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定しています。小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。

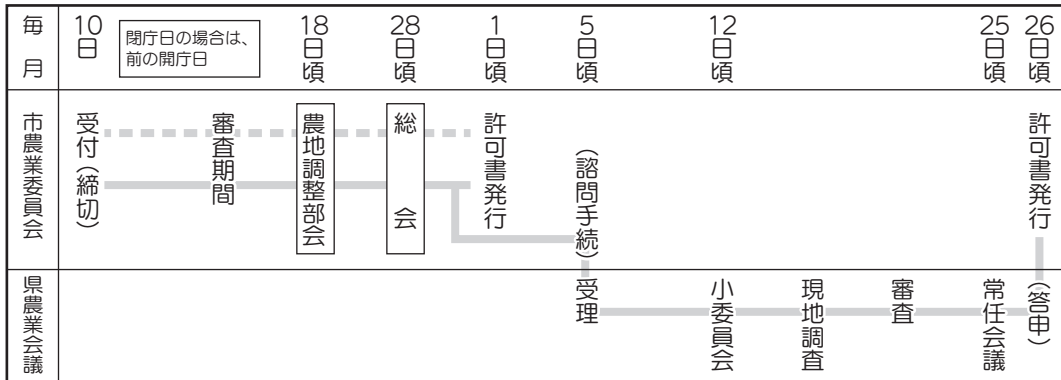
1区画30a未満の圃場の場合は、標準料金に5～30%加算となります。

* 農業用機械等の運搬に関する経費は、この作業料金には含まれていません。委託者と受託者で十分に協議をしてください。

農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用する際には第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

①許可がおりるまでの流れ(3条の流れは点線、4・5条の流れは実線)



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。(一定の要件に該当する場合には**6週間**となります。)

農地法第3条許可書発行までの標準日数は**3週間**です。

10日が開庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※4・5条申請で、申請地が農振農用地や第一種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000㎡を超える場合には福井県農業会議の意見を聴取する必要があるため標準日数は6週間となります。

②農地法第4・5条の許可の基準(一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。)

一般基準…農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。
(地役権、仮登記など)
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

立地基準…周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

③農地法第3条の許可の基準(下記の要件を満たしているかどうか審査します。)

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。(全部効率要件)
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。(常時従事要件)

④必要な書類…申請書提出と同時に必要な書類があります。

〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書、確約書
- 水稻共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。
転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。
(直通53 - 2234)

令和5年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について

事業目的	事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
担い手育成	新規就農者経営支援事業	新規就農者および経営継承者の就農支援により、担い手育成を図る。	①新規就農者経営支援事業(農業次世代人材投資事業) 新規就農者の経営開始時の経営確立を支援する資金 ②新規就農促進支援システム事業 条件整備補助 補助率1/2 限度額250千円 ③農の人財育成支援事業(令和2年度のみ) 雇用従事者賃金+指導育成経費 ④農業法人次世代育成支援事業(令和3～5年度) 雇用従事者賃金+指導育成経費 ⑤経営継承・発展支援事業 経営継承し事業発展計画策定の場合 限度額1,000千円 ⑥農業への一般法人等参入支援事業 一般法人が農業に参入する際の初期投資を一部補助 等	6,186
農林産物の生産振興	地域営農再生推進事業	加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い大豆に助成し、水稻以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。	麦・大豆・そばの基幹作付 5,500円/10a 良質大豆助成 3円/kg 加工用米、備蓄米 3,500円/10a 周年作の大豆作付 6,000円/10a 〃 景観用作物 4,000円/10a 〃 そば作付 2,000円/10a 〃 特産品作付 10,000円/10a 水田への景観用さばえ菜花作付 4,000円/10a	35,000
〃	水田農業促進事業	認定農業者等担い手が取り組む水田園芸の規模拡大を国・県の事業を活用し支援することで、地域特産農産物、園芸戦略品目等の生産拡大、および効率的な水稻栽培促進のため機械購入等の整備助成をする。	①担い手作業効率化支援事業 ②儲かるふくい型農業総合支援事業[営農の継続] ③儲かるふくい型農業総合支援事業[スマート農業型] ④持続的経営支援交付金(農地利用効率化等支援交付金)	30,965
〃	さばえブランド米支援事業	特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料 5,000円/10a 無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 1,000円/10a	7,943
		さばえ菜花米のブランド化に向けた事業	さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 4千円/10a さばえ菜花米の圃場の土壌分析 62千円 さばえ菜花米作付助成 5千円/10a	
		さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円	
〃	さばえエコ農業支援対策事業	化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。	<農業振興地域内農用地> 取組み内容によって補助単価が異なります。 カバークropp、中干延期など	6,560
〃	「さばえ野菜」産地育成支援事業	①園芸特産物振興事業 ②地場産園芸ハウス設置支援事業 ③園芸ハウス等機能リフレッシュ支援事業	①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等 ②小規模ハウス等の設置や老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成	9,963
鯖江ブランドづくり	6次産業化応援事業	鯖江産農産物を使用した加工品の開発や販路開拓に取り組む事業者を支援する。	①鯖江産農産物を使用した加工品開発 上限400千円 ②鯖江産農産物の販路開拓 上限200千円 ③県内外への販路拡大のための商談会、PR事業	1,788
食育・地産地消の推進	元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	さばえの食文化交流事業、地場産学校給食の日、味覚の授業・うま味の授業等の開催	4,757
市民の憩いの場としての里山環境の保全	鳥獣害のない里づくり推進センター事業	人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業 里山放牧保全推進事業 さばえのけもの料理提案事業	さばえのけものアカデミー、地域の情報交換会等の開催 山ざわに牛放牧による対策の委託 ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発	11,162
〃	有害鳥獣駆除事業	農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する。	有害鳥獣捕獲委託等	4,500
快適で魅力ある農村づくり *土木課 農村整備係 電話53-2235	多面的機能支払交付金	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地法面の草刈りや水路の泥上げ・補修など地域の活動に係る支援を行い、地域資源の適切な安全管理を推進します。	・農地維持支払：52,961千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払：31,927千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化：76,089千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設安全管理事業：2,008千円 田2,200円/10a	162,985

* 詳しくは農林政策課までお問い合わせください(電話53-2232～2234)。

農業有償ボランティア募集

(ねこの手クラブ会員)

- 農業を体験したい人
- 鯖江市の農業を発展させたい人
- 農家さんを支援したい人 など

農作業の人出が足りず困っている市内農家さんを支援しよう



ステップ1:メンバーに登録 (お気軽にお問合せください)

(公財) 農業公社グリーンさばえ (市役所農林政策課内)

☎ 0778-53-2234

Mail : SC-NoSeisaku@city.sabae.lg.jp

ステップ2:募集中の農家さんとマッチング

農家さんへお手伝いにGo!!

【農業ねこの手クラブとは】

農家さんが猫の手も借りたい時期に、農作業のお手伝いをしていただく農作業サポートグループです。

- ・時 給 1,000円 (交通費なし)
- ・作業時間 午前か午後の4時間以内を基本
- ・労働者災害補償保険 (労災) 加入済

約束事

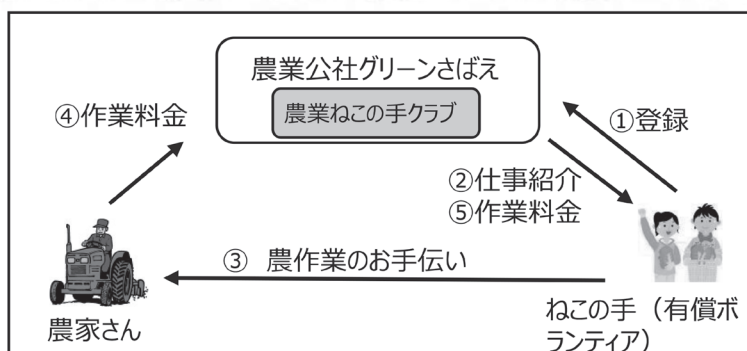
- ◇依頼された作業は誠意をもって行うこと
- ◇食事や水分はクラブ員が自ら持参すること
- ◇作業用の着衣 (作業着・手袋・長靴・雨具等) も、ご自分で用意すること



僕たちと働きながら、農業に触れてみませんか!



農家の方もグリーンさばえにお問合せください。



本気で農業を始めたい方を応援します

*新規就農のスタイル

- (1) 自分で起業 (2) 農業法人等に就職 (3) 親の経営に参加・継承

*就農相談

下記にて随時相談を行っております(来庁される場合は、事前にお電話にてご連絡ください)。ご自身がどのような農業を行いたいのか、品目は何なのか、農地の有無、などをお聞かせください。まずは、ご相談ください。

【問合先】 鯖江市役所内 農林政策課 電話53-2234

わたしたちは、豊かな土壌に育まれた安全安心な農作物を食べることができ、その曇りのない価値を知っています。

鯖江のあちこちにかくれている素晴らしいものを探し出して、サイト上で皆さんにご紹介していきます。

“旬を楽しむ”さばえの農産物を使ったイベント
“顔が見える”さばえの農家さん巡りツアー
“これが自慢”さばえの特産加工品開発



などなど



おいしい応援団
Facebook



おいしい応援団
Instagram

農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

令和5年

- 4月 27日 農業委員会第4回総会
- 5月 29日 農業委員会第5回総会
- 6月 23日 農業委員会第6回総会
- 7月 25日 農業委員会第7回総会
31日 農業委員会臨時総会
- 8月 25日 農業委員会第8回総会
- 9月 26日 農業委員会第9回総会

全国農業新聞



を購読
しましょう!

経営と暮らしに役立つ情報がいっぱい

◆発行日 毎週金曜日

◆購読料 一カ月700円 年額8,400円

編集後記

農業委員会業務に、農地等の利用の最適化の推進があります。これは、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進のことですが、農業委員会も様々な面で今過渡期を迎えております。

今後も農業委員会活動へのご理解とご協力をお願いいたします。